

須崎市長 様

住所
申請者 氏名
電話

須崎市猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請兼請求書

須崎市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を申請します。また、補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定を受けた当該補助金について請求します。なお、次に掲げる事項を誓約します。

- (1) 須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる者に該当しません。
- (2) 申請する猫について問題が発生した場合は、申請者が責任を負い、誠意を持って問題解決に努めます。
- (3) 須崎市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第6条第3項及び第4項に掲げる事項を遵守します。

記

1 補助対象猫及び補助金交付申請額 ※交付要綱第3条第2項により、1世帯につき2匹までを上限とします。

番号	性別	種類	毛色	名前	手術実施日	手術費用
1	雄・雌				年 月 日	円
2	雄・雌				年 月 日	円
合計	匹	手術費用合計				円
		補助金申請額合計（1匹につき5,000円）				円

※1 飼い主のいない猫の場合は、「主な生息地域」にも記入してください。

※2 識別措置を講じていない場合、「不妊去勢手術済みの識別方法」の欄に、その理由を記入してください。

番号	不妊去勢手術済みの識別方法 (該当の□にチェックする。その他の場合は具体的な方法を記入する)	主な生息地域（町名まで記入する）
1	<input type="checkbox"/> 耳カット <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 無し（理由： ）	須崎市
2	<input type="checkbox"/> 耳カット <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 無し（理由： ）	須崎市

2 添付書類

- ・当該手術に係る領収書及び関係書類 ※領収書は原本を確認後、複写してお返します。
- ・市税完納証明書
- ・その他、市長が特に必要と認める書類

3 補助金の振込先

振込先金融機関	銀行 信金 農協 信組 労金	本支店 出張所 支所	預金種別	普通・当座
口座番号			口座番号は右詰めでご記入ください	
フリガナ				
氏名				
口座名義人住所				

委任状

私（申請及び請求者）は、表記口座名義人を代理人と認め、表記補助金の受領に関する権限を委任します。

申請及び請求者 住所 須崎市

氏名

印

※1 補助金の振り込みは、補助金の交付決定後、1か月程度かかります。

※2 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名（漢数字3桁）と7桁の口座番号が必要です。記号・番号では振り込みができません。

(参考)

◇須崎市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱◇

第6条 省略

2 省略

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付決定者の所有する猫については、終生飼養するとともに、しつけ等を行い、近隣住民に迷惑をかけないように努めること。

(2) 交付決定者が飼養管理する飼い主のいない猫については、トイレの設置、餌の適正な管理等、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。

4 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

◇須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則◇

第2条 省略

2 (1)～(4) 省略

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがある者を除き、次に掲げる者をいう。

ア 暴力団等

イ アに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者として市長が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団等に該当する者

(イ) 役員等が業務に関し、暴力団等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者

(ウ) 暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団等を利用している者

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者

(キ) 役員等が、市との契約に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者

(ク) (ア)から(キ)までに掲げる者のほか、役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者